

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	集会所等で自主活動によるいきいき百歳体操を実施しているが、市内9地区のうち、活動団体のない地区もあり、全市的な活動となっていない。	全市にいきいき百歳体操を広げるため、未実施の地区について、活動が開始されるよう各種講座等を活用して、いきいき百歳体操の普及・啓発を図るとともに、既活動への支援を継続する。 また、いきいき百歳体操を地域に根差した自主的な活動にするため、各地域いきいき百歳体操代表者等を対象に体操実技や自主活動運営方法等のリーダー養成講座を実施す	いきいき百歳体操活動団体数 (平成30年度)40団体 (平成31年度)50団体 (平成32年度)60団体	・いきいき百歳体操実施団体数(新規) 14団体(計45団体) ・いきいき百歳体操普及啓発「お試しいき百」開催9か所 ・いきいき百歳体操リーダー養成講座及びリーダー交流会 2回	○	活動は地区的なバラつきもみられるので、活動団体数が少ない地区については、新規立ち上げ団体の数が増えるような支援を継続するとともに、既存団体へのフォローを継続し、マンネリ化により、休止する団体がないように取り組む。
①自立支援・介護予防・重度化防止	急速な高齢化の進行にともない、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれるため、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき、認知症施策を計画的に推進していく必要がある。	認知症の理解を深めるための普及・啓発として、認知症サポーター養成講座や各種講座を実施する。	(平成30年度) ・認知症サポーター養成講座の開催 20回/年 ・認知症カフェの開催 4カ所	認知症サポーター養成講座 開催回数 28回 受講者数 822人(累計 5,582人) 認知症カフェ6カ所(オレンジカフェ、ヨッテリア、茶々、ととて、ふあみーゆ、cocokara-Café) あこう認知症カフェの開催1回/年	◎	・5つの日常生活圏域のうち未実施の2地区について新規立ち上げにつながるよう関係団体等へ働きかけを行っていく。 ・今後は、養成されたサポーターがボランティア等で認知症カフェなどの認知症支援に関わるよう活動の場の検討を行っていく。
①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者福祉の関係機関が参集する「全体会」を年3回、在宅介護支援センター、高齢者福祉担当との「個別ケース会議」を年9回、介護支援専門員等から寄せられる困難事例について検討を行う「個別ケース検討会議」を随時実施。	高齢者の自立に資するケアマネジメント支援を行うとともに、地域の課題を発見し、新たな資源開発につなげていくため、多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備、多職種協働によるネットワークを構築する。 地域ケア会議がもつ5つの機能(①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能)が発揮されるよう地域ケア会議の充実を図り、一体的に地域包括ケアの推進に取り組む。	・全体会の開催 3回/年 ・個別ケース会議の開催 9回/年 ・個別ケース検討会議 随時開催	・地域ケア会議全体会2回(4月、8月、12月) ・個別ケア会議4回(5月、6月、7月、9月、11月、12月、1月、3月) ・個別ケア会議ケース検討会 14回(件)	△	・今年度個別ケア会議において、自立支援型地域ケア会議形式での会議を行ったものの、参加した構成員間の理解度にはバラつきがあり、共通認識となるまでには至らなかった。今後は、まず、自立支援型地域ケア会議についての勉強会や研修会等を重ねることで共通認識を高め、定期的な開催に向けて取り組んでいく。
②給付適正化	持続可能な介護保険制度を構築することを目標として、第7期赤穂市介護保険事業計画において、介護給付費適正化事業の推進を掲げている。 適正化事業の推進により利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度の信用を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することに取り組む必要がある。	第4期介護給付適正化計画の基本的考え方を基に、取り組むべき事業として位置づけられている主要5事業を継続して実施していく。	<介護給付費適正化事業の目標> ア. 要介護認定の適正化 申請に係る全件イ. ケアプランチェックの推進 2件×市内事業所(10カ所)/年 ウ. 住宅改修・福祉用具購入等の点検 申請に係る全件 エ. 医療情報との突合、縦覧点検 突合等を国保連に委託し、送付された帳票を確認 オ. 介護給付通知の送付 3回(6月、10月、2月)/年	要介護認定の適正化、ケアプランチェック、住宅改修・福祉用具購入等の点検、医療との突合・縦覧点検、介護給付通知について実施。	△	福祉用具購入にかかる点検について、購入の妥当性をリハ職等から意見聴取を求めることとなっているが、その体制が確保できていなかったが、翌年度より体制の確保ができたためリハ職による点検を実施したい。